

香川県病院局聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規程をここに公布する。

平成19年4月1日

香川県病院事業管理者 平 川 方 久

香川県病院局管理規程第3号

香川県病院局聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規程

病院事業の管理者が行う不利益処分（行政手続法（平成5年法律第88号）第3章又は香川県行政手続条例（平成7年香川県条例第5号）第3章の規定が適用されるものに限る。）に係る聴聞及び弁明の機会の付与の手続については、聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成6年香川県規則第55号）の規定の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。